

【目次】

第407項	瀬戸内海	播磨灘、牛窓港	花火打ち上げ
第408項	瀬戸内海	岡山水道、水門湾	水路測量
第409項	瀬戸内海	岡山水道、小串港付近	掘下げ作業等
第410項	瀬戸内海	備讃瀬戸、直島南岸	花火打ち上げ
第411項	瀬戸内海	高松港	ヨットレース
第412項	瀬戸内海	坂出港、第1区	航泊禁止区域設定
第413項	瀬戸内海	多度津港	航泊禁止区域設定
第414項	瀬戸内海	水島港	水中障害物撤去
第415項	瀬戸内海	来島海峡、吉海港	花火打ち上げ
第416項	瀬戸内海	今治港、第1区及び第2区	航泊禁止区域設定
第417項	瀬戸内海	呉港付近、音ノ瀬戸	水路測量
第418項	瀬戸内海	広島港及び付近	深淺測量
第419項	瀬戸内海	徳山下松港、第4区及び付近	ヨットレース等
第420項	瀬戸内海	徳山下松港、第4区	水中障害物存在
第421項	瀬戸内海	徳山下松港、第1区	沈船存在等
第422項	豊後水道	八幡浜港	航泊禁止区域設定
第423項	豊後水道	八幡浜港南方、三瓶港	航泊禁止区域設定

◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、電子メール（インターネットで登録）で配信しています。

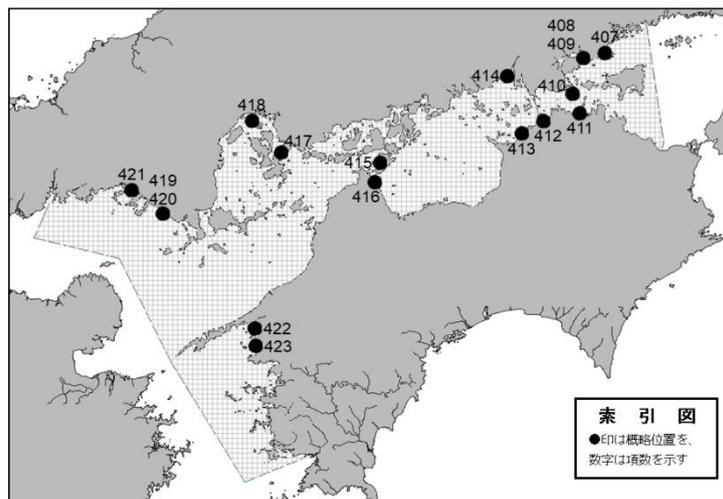
また、航行警報もインターネットで入手できます。

インターネットアドレス <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。



～ 海の事件・事故は 118番へ ～

★4年407項 瀬戸内海 — 播磨灘、牛窓港 花火打ち上げ

期 間 令和4年8月6日の2000~2030
区 域 34-36-52N 134-09-41E の地点を中心とする
半径 200 m の円内
備 考 (1) 区域を明示する黄色灯付浮標(4秒1閃光)を設置
(2) 警戒船を配置
海 図 W1114
出 所 玉野海上保安部



★4年408項 瀬戸内海 — 岡山水道、水門湾 水路測量

期 間 令和4年8月8日~9月20日の内4日間
位置1 34-36-15N 134-03-21E 付近
位置2 34-35-44N 134-03-17E 付近
備 考 作業船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚
海 図 W155-W1114
出 所 第六管区海上保安本部



★4年409項 瀬戸内海 — 岡山水道、小串港付近 掘下げ作業等

期 間 令和4年8月22日~9月10日(予備日を含む)の日出~日没

1. 掘下げ作業

位 置 34-34-43N 134-02-38E 付近
備 考 (1) バックホウ浚渫船(スパッド式)で実施
(2) 警戒船を配置

2. 瀬取り作業

区 域 4地点により囲まれる区域
(1) 34-34-53N 134-02-45E
(2) 34-34-50N 134-02-48E
(3) 34-34-48N 134-02-45E
(4) 34-34-51N 134-02-42E

備 考 夜間、作業船は区域内に停泊する

海 図 W155-W1114
出 所 第六管区海上保安本部



★4年410項 瀬戸内海 — 備讃瀬戸、直島南岸 花火打ち上げ

期 間 令和4年8月20日(予備日21日、9月13日)の1915～1955

区 域 34-26-39N 133-59-47Eの地点を中心とする
半径200mの円内

- 備 考 (1) 花火打ち上げ用の台船が設置される
(2) 区域を示す灯付浮標を設置
(3) 警戒船を配置

海 図 W137A-JP137A

出 所 高松海上保安部



★4年411項 瀬戸内海 — 高松港 ヨットレース

期 間 令和4年8月20日0900～1700、21日0900～1600

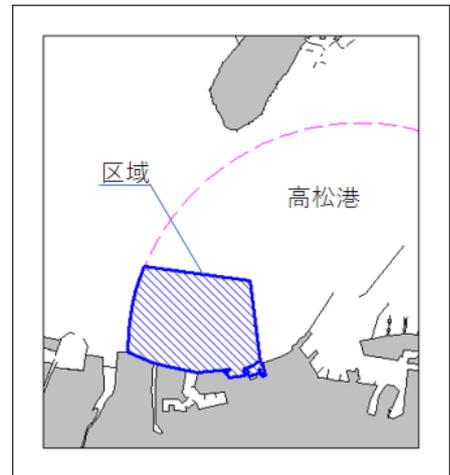
区 域 3地点を結ぶ線及び陸岸並びに港界により囲まれる区域

- (1) 34-21-52N 134-01-37E(港界線上)
(2) 34-21-46N 134-02-27E
(3) 34-21-14N 134-02-32E(岸線角)

- 備 考 (1) 区域内にコースを示す浮標を設置
(2) 警戒船を配置

海 図 W1125-W137A-JP137A-W153-JP153

出 所 高松港長



★4年412項 瀬戸内海 — 坂出港、第1区 航泊禁止区域設定

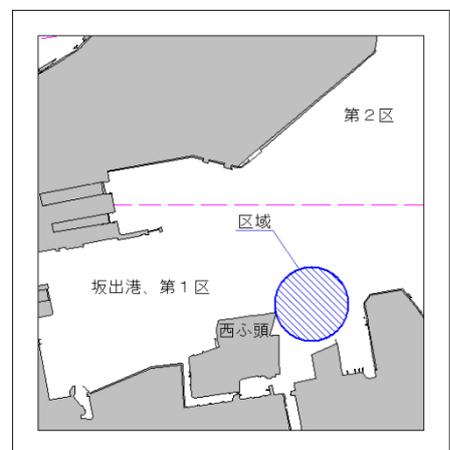
期 間 令和4年8月7日(予備日8日)の1900～2045
(花火打ち上げ終了時まで)

区 域 34-19-50N 133-51-11Eの地点を中心とする
半径250mの円内

- 備 考 (1) 花火大会が行われるため、一般船舶の航泊を禁止する
但し、花火大会警戒業務に従事する船舶等港長が許可した船舶を除く
(2) 巡視艇等が警戒にあたるので、指示があった場合はこれに従うこと

海 図 W1121-JP1121

出 所 坂出港長公示第1号(令和4年7月31日)



★4年413項 瀬戸内海 — 多度津港 航泊禁止区域設定

六管区水路通報4年28号378項削除

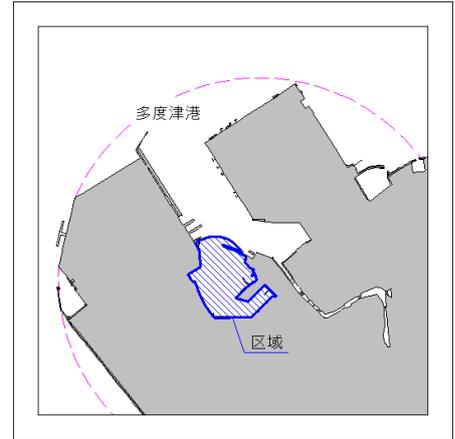
期 間 令和4年8月6日(予備日7日)の2000~2110
(花火打上げ終了時まで)

区 域 34-16-29N 133-44-28Eの地点を中心とする
半径200mの円弧及び陸岸により囲まれる区域

備 考 (1) 花火大会が行われるため、一般船舶の航泊を禁止する
但し、花火大会警戒業務に従事する船舶及び内港の岸壁、
浮棧橋に係留したままで移動しない船舶を除く
(2) 巡視艇等が警戒にあたるので、指示があった場合は
これに従うこと

海 図 W1139

出 所 高松海上保安部長公示第1号(令和4年7月31日)



★4年414項 瀬戸内海 — 水島港 水中障害物撤去

六管区水路通報4年26号355項削除

位 置 34-31.0N 133-40.2E付近

備 考 錨(長さ約2m)及び錨鎖(長さ約175m)

海 図 W1127B-JP1127B

出 所 水島海上保安部



★4年415項 瀬戸内海 — 来島海峡、吉海港 花火打ち上げ

期 間 令和4年8月15日(予備日16日)の2030~2100

区 域 34-09-20N 133-02-07Eの地点を中心とする
半径250mの円内

備 考 (1) 区域内に花火打ち上げ用の台船が設置される
(2) 警戒船を配置

海 図 W132-JP132-W104-JP104

出 所 今治海上保安部



★4年416項 瀬戸内海 — 今治港、第1区及び第2区 航泊禁止区域設定

期間 令和4年8月7日(予備日11日)の2000～花火打ち上げ終了まで

区域 4地点により囲まれる区域(陸域を除く)

- (1) 34-04-39.4N 133-00-29.8E
- (2) 34-04-21.3N 133-00-49.2E
- (3) 34-04-07.4N 133-00-25.9E(棧橋東端)
- (4) 34-04-29.6N 133-00-07.3E(防波堤先端)

- 備考 (1) 花火大会が行われるため、一般船舶の航泊を禁止する
ただし、港長が許可した船舶を除く
- (2) 上記位置(1)、(2)及び(1)と(2)を結んだ線上の
中間点に青色回転灯を点灯させた船舶が錨泊し、
また、(3)及び(2)と(3)を結ぶ線の護岸には
黄色点滅灯が設置される
- (3) 警戒船を配置

海図 W1361

出所 今治港長公示第1号(令和4年8月1日)



★4年417項 瀬戸内海 — 呉港付近、音戸ノ瀬戸 水路測量

期間 令和4年8月17日～24日の内2日間

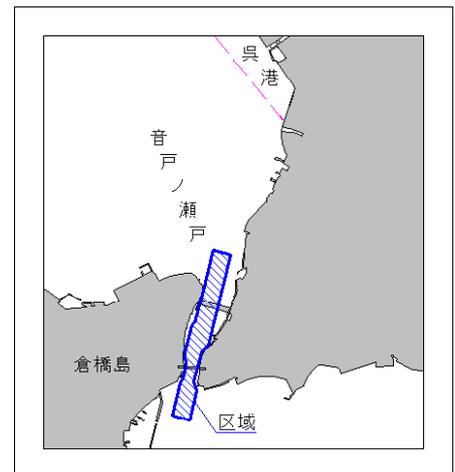
区域 6地点により囲まれる区域(陸域を除く)

- (1) 34-12-03N 132-32-24E
- (2) 34-11-32N 132-32-14E
- (3) 34-11-33N 132-32-10E
- (4) 34-11-45N 132-32-13E
- (5) 34-11-50N 132-32-15E
- (6) 34-12-04N 132-32-20E

備考 作業船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚

海図 W1109-JP1109

出所 第六管区海上保安本部



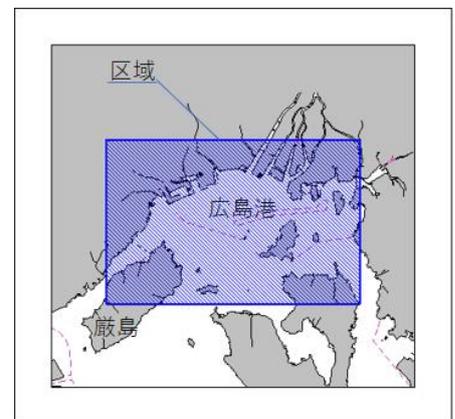
★4年418項 瀬戸内海 — 広島港及び付近 深淺測量

期間 令和4年8月19日～9月28日の内12日間の0900～1600

区域 付図のとおり(陸域を除く)

海図 W1112A-JP1112A-W1112B-
JP1112B-W113-W142-JP142

出所 第六管区海上保安本部



★4年419項 瀬戸内海 — 徳山下松港、第4区及び付近 ヨットレース等

1. ヨットレース

期 間 令和4年8月19日～21日の0900～1600
区域1 33-56-07N 131-57-03Eの地点を中心とする
半径1000mの円内

備 考 (1) 区域内にコースを示す浮標を設置
(2) 警戒船を配置

2. 海上行事

期 間 令和4年8月19日の0900～1600
区域2 33-56.9N 131-57.0Eの地点を中心とする
半径500mの円内(陸域を除く)

備 考 (1) ヨットの体験試乗
(2) 警戒船を配置

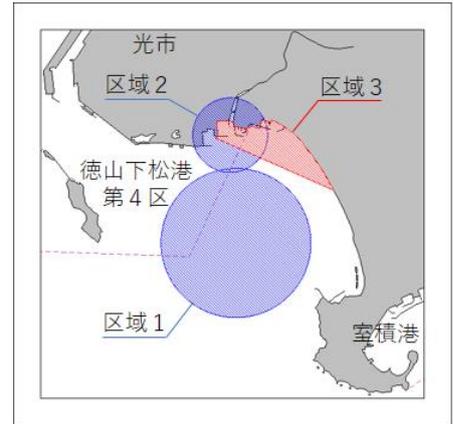
3. 海上行事

期 間 令和4年8月20日の0900～1600
区域3 2地点を結ぶ線及び陸岸で囲まれた区域
(1) 33-56.5N 131-57.9E(岸線上)
(2) 33-56.9N 131-56.9E(岸線上)

備 考 (1) パドルボードの体験試乗
(2) 警戒船を配置

海 図 W126-JP126

出 所 徳山下松港長



★4年420項 瀬戸内海 — 徳山下松港、第4区 水中障害物存在

位 置 33-57-15N 131-55-30E 付近
備 考 錨(長さ約2m)及び錨鎖(長さ約5m)
海 図 W126-JP126
出 所 徳山海上保安部



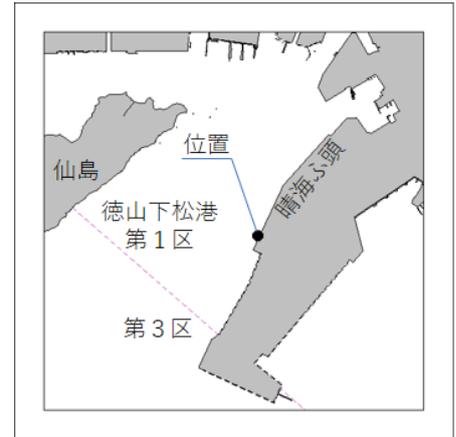
★4年421項 瀬戸内海 — 徳山下松港、第1区 沈船存在等

位置 34-02-18N 131-47-13E 付近

- 備考 (1) コンテナ船、長さ約 80 m
(2) 水没した多数のコンテナ、長さ最大 12 m
(3) オイルフェンスを設置

海図 W1106-JP1106

出所 徳山海上保安部



★4年422項 豊後水道 — 八幡浜港 航泊禁止区域設定

期間 令和4年8月15日(予備日16日)の2000~2100(花火大会終了まで)

区域1 (1)、(2)を結ぶ線、(3)、(4)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 33-27-44N 132-25-07E(岸線上)
(2) 33-27-39N 132-25-10E(岸線上)
(3) 33-27-34N 132-24-56E(岸線角)
(4) 33-27-37N 132-24-52E(岸線上)

区域2 (1)~(3)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 33-27-26N 132-24-57E(棧橋南西端)
(2) 33-27-21N 132-24-41E
(3) 33-27-08N 132-24-41E(岸線上)

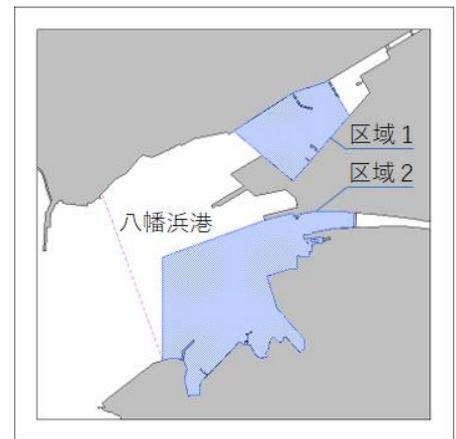
備考 (1) 花火大会が行われるため、本作業に従事する船舶、すでに航泊禁止区域内に係留されている船舶(係留している場合に限る)及びあらかじめ宇和島海上保安部長が認めた船舶以外の航泊を禁止する

- (2) 区域1(2)及び(4)には赤色回転灯が設置され、区域2(2)及び(3)の間には灯火(黄色4秒1閃光)が設置される

- (3) 警戒船を配置

海図 W156

出所 宇和島海上保安部長公示第3号(令和4年8月4日)



★4年423項 豊後水道 — 八幡浜港南方、三瓶港 航泊禁止区域設定

期 間 令和4年8月13日の2000～2030(花火大会終了まで)

区 域 (1)、(2)を結ぶ線、(3)、(4)を結ぶ線、
(5)、(6)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 33-22-58N 132-25-05E(岸線上)

(2) 33-22-52N 132-25-08E(岸線角)

(3) 33-22-49N 132-25-09E(岸線角)

(4) 33-22-45N 132-25-05E(岸線上)

(5) 33-22-44N 132-24-58E(岸線角)

(6) 33-22-55N 132-24-53E(岸線角)

備 考 (1) 花火大会が行われるため、本作業に従事する船舶、
すでに航泊禁止区域内に係留されている船舶
(係留している場合に限る)及びあらかじめ
宇和島海上保安部長が認めた船舶以外の航泊を
禁止する

(2) 警戒船を配置

海 図 W156

出 所 宇和島海上保安部長公示第4号(令和4年8月4日)

